毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



目 次

◎ 規 則 所管課(室)名

○都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例施行規則の一部を改正

都 市 政 策 課

◎ 告 示

・保安林の指定の予定 林 政 課 開発行為等許可基準条例の指定区域 都 市 政 策 課

・急傾斜地崩壊危険区域の指定 防 砂 課

◎公告

土地改良区の役員の就退任 農村整備課

・県営土地改良事業計画の決定 "

・土地改良区設立に係る土地改良事業計画及び定款を適当とする旨の決定

・測量の終了 建設企画課

• 蒸札者等 物品管理室

◎ 有明海自動車航送船組合告示

・有明海自動車航送船組合議会令和4年第2回定例会の招集 有明海自動車航送船組合

規 則

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和 4 年10月 4 日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第25号

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則 都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例施行規則(平成17年長崎県規則第47号)の一部を次 のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後 改正前

(条例第3条第1項第4号の規則で定める道路)

に掲げる道路とする。

(1) 建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第1項第 1号から第3号まで及び第5号に掲げる道路

(2) 略

(条例第3条第1項第5号の規則で定める基準)

第5条 条例第3条第1項第5号の規則で定める基準は、雨|第5条 条例第3条第1項第5号の規則で定める基準は、雨

(条例第3条第1項第4号の規則で定める道路)

- 第4条 条例第3条第1項第4号の規則で定めるものは、次|第4条 条例第3条第1項第4号の規則で定めるものは、次 に掲げる道路とする。
 - (1) 建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第1項第 1号から第3号までに掲げる道路
 - (2) 略

(条例第3条第1項第5号の規則で定める基準)

水を適切に排出できる施設の整備がなされていること及び │ 水を適切に排出できる施設の整備がなされていること及び │ 雨水以外の下水を公共下水道又は農業集落排水事業等によ り整備された処理施設に接続することとする。ただし、雨 水排水以外の下水を処理するため、市町村の求めに応じ適 切な放流先が確保された合併処理浄化槽を自ら設置する場 合はこの限りではない。

(条例第5条第1号の規則で定める住宅の基準)

- に掲げるとおりとする。
- (1) 略
- (2) 雨水を適切に排出できる施設の整備がなされているこ と及び雨水以外の下水を次の各号のいずれかにより排出 できること
 - ア 公共下水道又は農業集落排水事業等により整備され た処理施設に接続すること
 - イ 適切な放流先が確保された合併処理浄化槽を自ら設 置すること
- (3) 略

(条例第5条第2号の規則で定める基準)

- に掲げるとおりとする。
- (1) 略
- (2) 雨水及び雨水以外の下水の排出が第8条第2号に定め る基準に適合すること

(条例第5条第3号の規則で定める建築物の基準)

- に掲げるとおりとする。
- (1) 条例第5条第3号アに係るもの

ア及びイ 略

ウ 雨水及び雨水以外の下水の排出が第8条第2号に定 める基準に適合すること

工略

(2) 条例第5条第3号イに係るもの

ア及びイ 略

- ウ 雨水及び雨水以外の下水の排出が第8条第2号に定 める基準に適合すること
- 工略
- (3) 条例第5条第3号ウに係るもの

イ 雨水及び雨水以外の下水の排出が第8条第2号に定 める基準に商合すること

(条例第5条第4号の規則で定める住宅の基準)

- に掲げるとおりとする。
- (1)及び(2) 略
- (3) 雨水及び雨水以外の下水の排出が第8条第2号に定め る基準に適合すること

雨水以外の下水を次の各号のいずれかにより排出できるこ ととする。

- (1) 公共下水道又は農業集落排水事業等により整備された 処理施設に接続すること
- (2) 適切な放流先が確保された合併処理浄化槽を自ら設置 すること

(条例第5条第1号の規則で定める住宅の基準)

- 第8条 条例第5条第1号の規則で定める基準は、次の各号 第8条 条例第5条第1号の規則で定める基準は、次の各号 に掲げるとおりとする。
 - (1) 略
 - (2) 雨水及び雨水以外の下水の排出が第5条に定める基準 に適合すること
 - (3) 略

(条例第5条第2号の規則で定める基準)

- 第9条 条例第5条第2号の規則で定める基準は、次の各号|第9条 条例第5条第2号の規則で定める基準は、次の各号 に掲げるとおりとする。
 - (1) 略
 - (2) 雨水及び雨水以外の下水の排出が第5条に定める基準 に適合すること

(条例第5条第3号の規則で定める建築物の基準)

- 第10条 条例第5条第3号の規則で定める基準は、次の各号 第10条 条例第5条第3号の規則で定める基準は、次の各号 に掲げるとおりとする。
 - (1) 条例第5条第3号アに係るもの

ア及びイ 略

ウ 雨水及び雨水以外の下水の排出が第5条に定める基 準に適合すること

工略

- (2) 条例第5条第3号イに係るもの
 - ア及びイ 略
 - ウ 雨水及び雨水以外の下水の排出が第5条に定める基 準に適合すること
 - 工略
- (3) 条例第5条第3号ウに係るもの

イ 雨水及び雨水以外の下水の排出が第5条に定める基 準に適合すること

(条例第5条第4号の規則で定める住宅の基準)

- 第11条 条例第5条第4号の規則で定める基準は、次の各号 第11条 条例第5条第4号の規則で定める基準は、次の各号 に掲げるとおりとする。
 - (1)及び(2) 略
 - (3) 雨水及び雨水以外の下水の排出が第5条に定める基準 に適合すること

附則

この規則は、令和5年1月1日から施行する。

告示

長崎県告示第626号

森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。 令和4年10月4日

長崎県知事 大石 賢吾

1 保安林予定森林の所在場所

南松浦郡新上五島町桐古里郷字丸山123の1・124の1・126の6 (以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、123の21、123の30、123の43

2 指定の目的

十砂の崩壊の防備

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び新上五島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

長崎県告示第627号

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例(平成15年長崎県条例第28号)第3条第1項の規定により区域を指定したので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり告示し、令和5年1月1日から施行する。 令和4年10月4日

長崎県知事 大石 賢吾

	名 称	土地の区域	
1	日並郷木場崎地区	西彼杵郡時津町日並郷の一部で別図に示す区域	
2	日並郷保立目地区	西彼杵郡時津町日並郷の一部で別図に示す区域	
3	日並郷平床地区	西彼杵郡時津町日並郷の一部で別図に示す区域	
4	元村郷中沢原地区	西彼杵郡時津町元村郷の一部で別図に示す区域	
5	浜田郷小島田地区	西彼杵郡時津町浜田郷の一部で別図に示す区域	
6	西時津郷長券寺地区	西彼杵郡時津町西時津郷の一部で別図に示す区域	

「別図」は省略し、その図面は当該区域を所管する長崎県長崎振興局建設部建築課及び時津町役場に備え置いて 縦覧に供する。

上記の土地の区域内であっても、災害の防止上または環境の保全上支障がある下記の区域を含まないこと (一部緩和規定あり。)。

- ① 災害危険区域
- ② 地すべり防止区域
- ③ 急傾斜地崩壊危険区域
- ④ 土砂災害警戒区域(土砂災害特別警戒区域を含む。)
- ⑤ 浸水被害防止区域
- ⑥ 浸水想定区域
- (7) 津波災害特別警戒区域
- ⑧ 優良な集団農地その他長期にわたり農用地として保存すべき土地の区域
- ⑨ 優れた自然の風景を維持し、都市の環境を保持し、水源を涵養し、土砂の流出を防備する等のため保 全すべき土地の区域

長崎県告示第628号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、長崎県土木部砂防課及び長崎県長崎振興局建設部において縦覧に供する。

令和4年10月4日

長崎県知事 大石 賢吾

指定区域の名称			大浜(19)	
	市町名	大 字	字	地 番
所 在 地	長崎市	大浜町		1557番1の一部、1557番2、1558番1の一部、1558番2、1563番1の一部、1563番2、1563番3、1563番4、1563番5、1563番6、1566番の一部、1568番の一部、1569番1の一部、1569番2の一部、1570番1の一部、1570番2、1571番、1572番1、1572番2、1575番

公 告

土地改良区の役員の就退任 (公告)

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、島原深江土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和4年10月4日

長崎県知事 大石 賢吾

	就 任 役 員 理 事	退 任 役 員 理 事		
氏 名 住 所		氏 名	住所	
永 田 光 臣	島原市仁田町乙1845番地74	永 田 光 臣	島原市仁田町乙1845番地74	
上田北衛	南島原市深江町丁597番地	上田北衛	南島原市深江町丁597番地	
池 田 啓一郎	島原市仁田町乙767番地	池田啓一郎	島原市仁田町乙767番地	
入 江 潤 三	南島原市深江町丁1635番地	入 江 潤 三	南島原市深江町丁1635番地	
岩 永 良 一	南島原市深江町丁3945番地	岩永良一	南島原市深江町丁3945番地	
上田栄蔵	島原市門内町丙931番地	大 町 泰 久	南島原市深江町戊2541番地	
大町泰久	南島原市深江町戊2541番地	川田典秀	南島原市深江町丁4763番地	
川田典秀	南島原市深江町丁4763番地	川田弘二	南島原市深江町丁5726番地	
川田弘二	南島原市深江町丁5726番地	柴 田 好 泰	島原市札の元町丙746番地	
川田豊一	島原市浜の町丁160番地	園 田 栄一郎	島原市大下町丙661番地	
北尾健一郎	島原市札の元町丙745番地	野 口 利 治	島原市中安徳町丁4173番地	
野口利治	島原市中安徳町丁4173番地	福嶋一彦	南島原市深江町丁7648番地	
廣瀬博一	南島原市深江町丙1896番地2	松崎敏広	島原市北安徳町丁2258番地1	
松崎敏広	島原市北安徳町丁2258番地1	横田秀喜	島原市船泊町丁3306番地49	

就 任 役 員 監 事	退 任 役 員 監 事		
園 田 栄一郎 島原市大下町丙661番地	大 町 達 男 島原市門内町丙818番地		
田 浦 達 也 南島原市深江町戊3774番地	田 浦 達 也 南島原市深江町戊3774番地		
坪 田 兼 通 島原市西町丙1083番地	坪 田 兼 通 島原市西町丙1083番地		
内 田 繁 治 南島原市有家町小川41番地3	内 田 繁 治 南島原市有家町小川41番地3		

県営土地改良事業計画の決定(公告)

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき、県営水利施設等保全高度化事業(区画整理工種、農業用用排水施設工種 長田東部地区)につき土地改良事業計画を定めたので、同条第7項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内(上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内)に、長崎県(知事が被告の代表者となる。)を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和 4 年10月 4 日

長崎県知事 大石 賢吾

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営水利施設等保全高度化事業(区画整理工種、農業用用排水施設工種 長田東部地区) 土地改良事業計画書

2 縦覧期間

令和4年10月4日から令和4年10月24日まで

3 縦覧場所

平 日: 諫早市役所農林水産部農地保全課

土日祝日: 諫早市役所本館1階管理室

土地改良区の設立に係る土地改良事業計画及び定款を適当とする旨の決定(公告)

土地改良法(昭和24年法律第195号)第8条第1項の規定に基づき、下記の土地改良区設立に係る土地改良事業計画及び定款を適当と決定したので、同条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画及び定款については、同法第9条第1項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に異議の申出をすることができる。

令和 4 年10月 4 日

長崎県知事 大石 賢吾

十地改良区名 長田東部十地改良区

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
- (1) 長田東部土地改良区設立に係る土地改良事業計画書の写し
- (2) 定款の写し
- 2 縦覧期間

令和4年10月4日から令和4年10月24日まで

3 縦覧場所

平 日:諫早市役所農林水産部農地保全課

土日祝日:諫早市役所本館1階管理室

測量の終了(公告)

測量法(昭和24年法律第188号)第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、諫早市長から公共測量(水準測量)を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和4年10月4日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

	地	域	終了日
諫早市の一部(小野・長田地区外)			令和4年3月30日

落札者等(公告)

落札者等について、次のとおり公告する。

令和4年10月4日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 物品名及び数量
 - ① 4入札第73号 教師用タブレット端末(長崎・西海・五島地区) 教師用タブレット端末 130台
 - ② 4入札第74号 教師用タブレット端末(県北・壱岐・対馬地区) 教師用タブレット端末 186台
 - ③ 4入札第75号 教師用タブレット端末(島原地区) 教師用タブレット端末 45台
 - ④ 4入札第76号 教師用タブレット端末(県央地区) 教師用タブレット端末 207台
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 長崎県出納局物品管理室

〒850-8570 長崎市尾上町3-1 電話095-895-2881

3 調達方法

購入

- 4 契約方法
 - 一般競争入札
- 5 落札決定日 令和4年9月22日
- 6 落札者
 - ① 長崎市田中町585-5

扇精光ソリューションズ(株) 代表取締役 濵口 晴樹

② 長崎市田中町585-5

扇精光ソリューションズ(株) 代表取締役 濵口 晴樹

③ 長崎市田中町585-5

扇精光ソリューションズ(株) 代表取締役 濵口 晴樹

④ 長崎市万才町3-5

富士フイルムビジネスイノベーションジャパン(株)長崎支社 長崎支社長 富山 容治

- 7 落札価格 (消費税及び地方消費税を含む。)
 - ① 7,364,500円
 - ② 10,536,900円
 - ③ 2,549,250円
 - ④ 11,692,395円
- 8 入札公告日

令和4年8月9日

9 落札方式 最低価格

有明海自動車航送船組合告示

有明海自動車航送船組合告示第2号

有明海自動車航送船組合議会令和4年第2回定例会を令和4年10月12日午後1時15分長崎県雲仙市に招集する。

令和4年10月4日

有明海自動車航送船組合管理者 栗林 堅一郎

長崎市尾上町三番一号発行者 長 崎 県

直通 (八九五) 二一一四 電話代表 (八二四) 一一一一

印刷人 民崎市樺島町八番十二号 株式

号 株式会社クイックプリント